平成26年6月20日

(設置)

第1条 本市における新型インフルエンザ等対策行動計画の作成等に関し、広く意見を聴くため、津市新型インフルエンザ等対策検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成及び変更に関すること。
 - (2) その他新型インフルエンザ等対策の実施に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。
- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長 の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (意見等)
- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、 意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、危機管理部危機管理課及び健康福祉部健康づくり課 において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。